

千葉市立海浜病院防火管理規程

平成28年4月1日改訂

千葉県立海浜病院防火管理規程

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、千葉県立海浜病院及び看護師宿舎（以下「病院」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限及び計画の適用範囲

(適用範囲)

第2条 この計画は、病院に勤務し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

(管理権原者の業務)

第3条 管理権原者は、次の点に配慮し、自ら防火管理に積極的に取り組むこと。

- (1) 管理権原者は千葉県立海浜病院の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 防火管理上必要な事項の履行状況について随時報告を求め、必要に応じ指示をする。
- (3) 防火施設・設備の点検・検査及び不備欠陥の改修等の維持管理に要する予算措置を講じる。
- (4) 災害防止及び事故発生時の対応に必要な人員を確保できる勤務体制を確立し、特に夜間の防火管理体制や訓練の実施等に最大限の配慮する。

(防火管理者及び事務局)

第4条 防火管理者は医事室長とし、防火管理事務局を事務局に置き、この計画実施にあたっての全ての事務を行うものとする。

(防火管理者の業務)

第5条 防火管理者は次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (4) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 管理権原者である院長に対する報告その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第6条 防火管理者は次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（変更も含む。）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告

- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練実施時における指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第3節 防災対策委員会

(防災対策委員会)

第7条 防火管理業務の運営の適正を図るため防災対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、別表第1に掲げる者をもって充てる。
3. 委員会の庶務は、事務局管理班が行う。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、定例会と臨時会の二種とし、定例会は年2回、臨時会は委員長が必要と認めたとときに開催する。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の立案及び変更に関すること。
- (2) 自衛消防組織の設置に関すること。
- (3) 防火対象物の構造及び避難施設並びに消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 消火、通報及び避難等の訓練の実施に関すること。
- (5) 消防用設備の改善強化に関すること。
- (6) 防火上の調査、研究及び企画に関すること。
- (7) 火災予防上必要な教育に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、平素における火災の予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに、防火担当責任者及び火元責任者を定めるほか、建築物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検検査を行う点検検査員を置く。

2. 前項の編成、防火担当責任者、火元責任者は、別表第2のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第11条 防火担当責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐に関すること。

(火元責任者の業務)

第12条 火元責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 日常における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認及びその他の火気管理に関すること。
- (2) 地震時における火気使用設備器具等の安全確認に関すること。
- (3) 防火担当責任者の補佐に関すること。

(警備員の業務)

第13条 警備員は、院内を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を警備日誌に記録し、防火管理者に毎日報告しなければならない。

第2節 火災予防措置

(防火管理者への連絡)

第14条 次の事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 建築物及び各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 危険物の貯蔵取扱い、又は種類、数量等を変更するとき。
- (4) 改装、模様替等を行うとき。

(火気等の使用時の遵守事項)

第15条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用設備器具の使用後には必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。

(火気等の使用制限)

第16条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限を行うものとする。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定。
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定。
- (3) 火災警報発令時等の火気使用の禁止又は制限。
- (4) 工事中の火気使用の制限及び立合い。

(職員の遵守事項)

第17条 病院に勤務する者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、通路、階段、その他避難のために使用する施設に、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- (2) 防火扉は、常時閉鎖出来るよう周辺に障害となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。

(工事人等の遵守事項)

第18条 院内で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接その他の火気等を使用する場合は、作業計画をあらかじめ防火管理者へ提出し必要な指示を受けること。
- (2) 火気を使用する作業にあつては、消火器等を配置する。
- (3) 指定された場所以外では喫煙、たき火等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業責任者が責任を負うこと。

第3節 建築物等の自主検査

(自主検査)

第19条 建築物、火気使用設備器具及び危険物施設等の検査は、次により実施するとともに平素においても火元責任者及び点検検査員は点検を随時行うものとし、不備欠陥が発見された場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

区 分	検 査 事 項	検 査 回 数
建 築 物	構 造 配 置	年 2 回
火気使用設備器具	火気の点検	毎 日
	破損の有無、建物との関係	月 1 回
危 険 物 施 設	全 般 事 項	随 時
電 気 設 備	接触配線の変更、ヒューズの点検	月 1 回
	絶縁抵抗検査	年 2 回
整 理 ・ 清 掃	火気使用箇所周囲に対するもの	毎 日
	建物内外全般に対するもの	月 1 回

第4節 消防用設備の点検

(消防用設備等の点検)

第20条 防火管理者は、建築物内に設置されている消防用設備等の機能等を維持管理するため、消防法第17条の3の3の規定に基づき消防設備士に委託し、次により点検を行うものとする。

消防用設備等	点 検 実 施 月			
	作動点検	外観点検	機能点検	総合点検
消 火 器	—	8月・2月	8月・2月	8月
屋内（外）消火栓	—	8月・2月	8月・2月	8月
スプリンクラー	—	8月・2月	8月・2月	8月
自動火災報知設備	—	8月・2月	8月・2月	8月
非常警報設備	—	8月・2月	8月・2月	8月
避 難 設 備	—	8月・2月	8月・2月	8月

(自主検査)

第21条 第10条に規定する点検検査員は、前条の消防設備士による点検のほか、自主点検を次により実施するものとする。

消防用設備等	点 検 実 施 月	
	作 動 点 検	外 観 点 検
消 火 器	毎 月	4月・7月・10月・1月
屋内（外）消火栓	毎 月	4月・7月・10月・1月
スプリンクラー	毎 月	4月・7月・10月・1月
自動火災報知設備	毎 月	4月・7月・10月・1月
非常警報設備	毎 月	4月・7月・10月・1月
避 難 設 備	毎 月	4月・7月・10月・1月

(点検検査の記録及び報告)

第22条 防火管理者は、前条の自主点検検査の結果について記録するとともに院長に報告するものとする。

2. 院長は、消防用設備等の点検結果を年1回千葉県消防局美浜消防署長に報告するものとする。

(不備欠陥の整備)

第23条 防火管理者は、各結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るものとする。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第24条 火災等の災害発生時において被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2. 自衛消防隊の組織及び任務は、別表第3のとおりとする。

(隊長等の権限及び任務)

第25条 自衛消防隊長(以下「隊長」という。)は、自衛消防隊が活動を行う場合指揮命令を行うとともに、消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動が出来るように努めなければならない。

2. 副隊長は、隊長を補佐し隊長が不在の場合はその任務を代行するものとする。

第2節 自衛消防活動等

(本部の設置及び任務)

第26条 自衛消防本部の通報連絡班員は、隊長の命を受け原則として正面玄関前又は火災の状況により西側駐車場に本部を設置し、実態の把握と防御上の指揮命令報告、連絡体制の確保に当たるとともに消防隊に対する情報提供体制を確保するものとする。

(通報連絡)

第27条 火災を覚知した者は防災センター警備員(内線 267、268)に「階、室名、火災の状況等」をすみやか且つ、明確に通報し、さらに周囲の職員等に連絡するものとする。

2. 防災センター警備員は、消防機関への連絡を行い、且つ、非常放送設備を活用して院内に周知するものとする。なお、用語例は別に定める。

3. 前項の職員は前項の措置終了後、すみやかに自衛消防隊長に出火場所、延焼状況その他必要な事項を報告するものとする。

(消火活動)

第28条 消火班は、消火器又は屋内(外)消火栓等をもって、消火活動を行うものとする。

(避難誘導)

第29条 避難誘導班員は、別図の避難経路により誘導するものとする。

2. 避難は原則として火点の上層階は、火点反対側屋内階段を使用し、火点以下の階層は、屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難およびエレベーターによる避難は行わないものとする。

3. 避難誘導班員の部署、非常口、階段、室、避難器具設置場所及び行き止まりとなる通路等とし、忘れ物などにより再び入る者のないよう避難者を安全に避難させるものとする。

4. 避難誘導班員は、避難誘導にあたっては、避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ混乱の防止に留意し、火点上層階の者を最優先に避難させるものとする。

5. 避難誘導班は避難を終えた後、すみやかに逃げおくれた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告すること。

6. 避難経路図は、全員に周知を図るものとする。

(防護安全措置)

第30条 火災発生時における防護安全措置として、火気使用施設、危険物の使用を停止
避難終了後各階防火戸、防火シャッター等の閉鎖の措置を講ずるものとする。

(応急救護)

第31条 救護所は、自衛消防本部に設置する。

2. 救護班員は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者をすみやかに搬送するものとする。

3. 救護班員は、負傷者の所属、氏名、負傷程度等必要事項を記録しておくものとする。

(休日・夜間における活動体制)

第32条 休日、夜間においては、当直者等職員全員で、次の初動措置を行わなければならない。なお、火災発生時の休日・夜間の活動体制については別表4による。

(1) 通報連絡

火災を覚知した場合は、防災センター警備員に通報し火災の発生を知らせる。警備員は、直に管理当直医師・事務当直へ火災の発生を知らせる。そののち消防機関に連絡し、備付けの緊急連絡表により職員にすみやかに連絡すること。

連絡を受けた事務当直は、休日・夜間連絡網により職員非常呼集を行う。

(2) 初期消火

延焼拡大を阻止するため全員協力して消火器又は屋内（外）消火栓を有効に活用し適切な初期消火をおこなう。

(3) 避難誘導

第29条に定めるところにより避難誘導を行う。

(4) 消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するとともに火点への誘導を行う。

第4章 地震対策

第1節 地震予防措置

(地震予防措置)

第33条 火元責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、第2章各節に基づく各種施設器具の点検検査に合わせて、次の措置対策を行うものとする。

- (1) 建築物及び建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）並びに院内に設置する物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査及び補強措置の実施。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒及び落下防止及び自動消火装置等の作動状況の検査の実施。
- (3) 危険物類の貯蔵、取扱施設の検査及び流出、洩れ等の防止措置の実施。

2. 防火管理者は、前項の措置状況を院長に報告するとともに必要な指示を受け、震災対策の推進を図るものとする。

(地震後の安全措置)

第34条 事務局管理班は火元責任者とともに、地震後、建築物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検検査及び応急措置を行い、防火管理者に報告し、全機器について安全性を確認した後、供給、使用を開始するものとする。

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条 地震時の活動は第3章各節によるほか、次の事項について行うものとする。

(1) 出火防止の措置

- ア. 防火担当責任者及び火元責任者は火気使用設備器具の使用停止を行う。
- イ. 危険物設備等の各バルブの操作及び運搬、燃料等の停止を行う。

(2) 消火活動

院内に火災が発生した場合は、各自衛消防班により積極的に消火活動にあたる。

(3) 情報収集活動

- ア. 関係機関（消防局、市役所）から情報を積極的に収集するとともに、周辺の状態を把握し連絡する。
- イ. 建築物全体の異常の有無を把握し、被災事項についてその対応措置を講ずる。

(4) 避難

- ア. 避難は、関係消防機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うものとする。
- イ. 避難は、別図に示す避難経路により玄関前に集合した後全員隊列を組み、先頭と最後尾に誘導班員を配置して行うものとする。
- ウ. 避難は、患者又は負傷者を除き全員徒歩とする。
- エ. 避難には、車両等は使用しない。
- オ. 避難場所は県立千葉西高校運動場とする。

(5) その他の活動

- ア. 負傷者に対する応急救護処置を最優先する。
- イ. 停電した場合は非常電源に切り換える。
- ウ. 電話等の通信機器の試験を行う。

第5章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育

(防災教育の実施)

第36条 防火管理者は職員に対して防災教育を行うものとする。

2. 防災教育の内容は、次によるものとする。

教 育 内 容	実 施 回 数
(1) 消防計画の周知徹底	職員に対する教育 年2回以上
(2) 火災予防の遵守事項	
(3) 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周知徹底	
(4) 地震対策に関する事項	新任者に対する教育 年1回以上
(5) その他火災予防上必要な事項	

第2節 訓練

(訓練の実施)

第37条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練種別	訓 練 内 容	実施回数
総合訓練	職員を対象に消火、通報及び避難誘導等を連携して行う	年1回以上
部分訓練	消火、通報及び避難誘導の各訓練を個別に行う	随 時
基礎訓練	屋内（外）消火栓操作法、消火活動に使用する設備器具等の取扱い要領について行う	随 時

(訓練の実施報告等)

第38条 防火管理者は、訓練を実施する場合は、千葉県消防局美浜消防署長に予め届出するものとする。

(消防機関への指導要請)

第39条 防火管理者は、訓練を実施する場合は、消防機関に対し指導を要請するものとする。

(地震訓練の実施)

第40条 地震訓練は、前三条の訓練実施要領に準じて実施するものとし、関係機関が行う訓練又は地域において実施する訓練に参加するものとする。

附 則
この規程は、昭和59年10月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成61年12月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年10月27日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年12月22日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。